

# 3. 学芸員の在り方について

# 学芸員養成課程の見直しについて

## 2009年施行規則改正

- ① コレクションの保護・保存の観点から、「博物館資料保存論」を新設。
- ② コミュニケーションの充実の観点から、「博物館展示論」を新設。
- ③ 博物館の教育活動の充実の観点から、現行の「教育学概論」の内容を含めた「博物館教育論」を新設。
- ④ 博物館情報の提供・活用の充実の観点から、現行の「博物館情報論」及び「視聴覚教育メディア論」を統合し「博物館情報・メディア論」を新設。
- ⑤ 各科目は全て2単位とする(博物館実習のみ3単位)。

「博物館に関する科目」新旧比較表

<現行科目>			<改正科目>		
No.	科目名	単位数	No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位	1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位	2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位	3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位	4	博物館資料論	2単位
			5	博物館資料保存論	2単位
			6	博物館展示論	2単位
5	博物館情報論	1単位	7	博物館情報・メディア論	2単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位	8	博物館教育論	2単位
7	教育学概論	1単位	9	博物館実習	3単位
8	博物館実習	3単位			

(8科目12単位)

(9科目19単位)

## 2022年博物館法改正

博物館の役割の多様化・高度化、デジタル化等に伴い、学芸員養成課程の見直しが必要。(9科目19単位については維持したまま、科目のねらい・内容等を改訂する。)

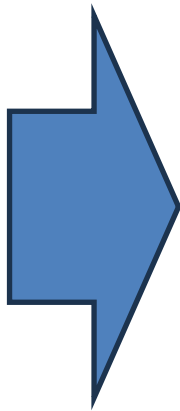
## ＜学芸員の役割に関する調査結果（令和元年度委託調査）＞ ※有識者ヒアリング・アンケート結果より

- 博物館の運営に係る経営スキル、事務スキルなど、博物館を経営管理する能力が必要。
- 観光、まちづくりといった地域との関わりや、国際化への対応について学ぶ機会が必要。
- デジタル・コンテンツやSNS等の新たなツールを活用した広報活動が必要。
- 教育普及のスキルや、利用者対応のスキルなど、対人関係能力・コミュニケーション能力が必要。
- 地域社会との連携・地域住民への価値の還元の視点を持たせることが重要。

[令和元年度文化庁委託「博物館の機能強化に関する調査」事業報告書概要版 \(bunka.go.jp\)](http://bunka.go.jp)

## ＜これから求められる学芸員像＞

- 博物館の持続的かつ発展的な経営に係る視点を持ち、利用者の満足度を高めることのできる人材
- 多様な主体との連携により、新たな価値を共創できる人材
- 現代社会において期待される新たな業務（デジタル・アーカイブ化、文化観光、地域の活性化等）に対応できる人材



## ＜改訂の方向性＞

- 博物館の経営基盤強化につながる、収入の多角化・拡大、経営評価と改善、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等に係る記載を追加
- 社会的価値創出とパブリックリレーションズ、国際理解、多様な主体との連携等に係る記載を追加
- 新しい情報メディアの活用による魅力発信と業務の効率化・高度化
- より実務的な能力育成のため、館園実習のかわりに一定期間のインターンシップによる単位認定を可能に
- その他、科目の内容整理と体系化等

# 学芸員資格認定の取扱いについて

＜博物館法施行規則 令和5年4月1日施行＞

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、**少なくとも二年に一回**、文部科学大臣が行う。

博物館法改正により、学芸員資格認定は、少なくとも2年に1回に変更されたところ。

資格認定は、あくまでも大学における学修を補完するものであり、現在では、学芸員養成課程を開講する大学は約300カ所に増え、多様な資格取得の機会があること、放送大学等における科目履修や通信大学等、代替手段が整っていることから、令和6年度以降は、少なくとも2年に1回の実施とする。

実施方法は、各年度に試験認定又は審査認定を実施することで、認定の機会を確保できることから、以下の通り実施する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
試験認定	○	○		○	
審査認定	○		○		○

※令和5年度は資格認定を実施済み  
※令和10年度以降はこの繰り返し  
※隔年を基本とするが、必要に応じて実施を見直し